「長野県特別支援学校整備基本方針」の決定に関する書記長談話

長野県教職員組合 書記長 近藤 克也

3月25日、県教育委員会は教育委員会定例会において、1月18日から2月18日までの県民への 意見募集を踏まえ、「長野県特別支援学校整備基本方針」を決定しました。

3月11日に行われた特別支援教育連携協議会で「県民のみなさまからのご意見及び対応の考え方 (案)」と3月11日版の「長野県特別支援学校整備基本方針(案)」を示して委員による検討が行われましたが、「対応の考え方」を見ると、個々の意見・提案に対して「県の考え方」を丁寧に示しているとは言えず、「整備基本方針(案)」への反映も不十分なものでした。

県教組では、連携協議会での議論を踏まえ、3月15日に障害児学校教職員組合と連名で次の4点を中心に申し入れを行いました。

- 1 県民からの意見に対して丁寧に「県の考え方」を示し、「整備基本方針」に反映させること。
- 2 「障害者権利条約」や「子どもの権利条約」を踏まえることを明記し、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」ことや、権利として「子ども時代を享受する」ことができるよう条件整備をすすめる「整備基本方針」とすること。
- 3 「共生社会の実現」ということに関わっては、生涯学習も視野に入れ、本来、ゆっくり時間をかけて学ぶ必要のある児童・生徒のために十分な教育の期間が必要だと考える。知的障害の学校に高等部専攻科を設置することなども検討していく方向を「整備基本方針」に書き加えること。
- 4 「児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数」を 445 教室と国に報告していることも踏まえ、多くの学校の過大・過密な状況は改善の「必要性が高い」と考える。分校の設置や学校の新設など、県として改善する方向を「整備基本方針」に示すこと。

決定された「整備基本方針」は、上記申し入れの内容に十分応えるものとはなっていません。「必要な普通教室を確保」することや「必要な特別教室を整備」することなどが明記されましたが、既存校の多くで過大・過密となっている状況を改善する方向性が具体的に示されていません。また、教育内容として企業等との連携が過度に強調されているなど、多くの問題があると考えます。

県教組では、必要な教育条件整備が行われ、より豊かな教育内容を保障できるよう引き続き求めて いきます。